財政援助団体等監査措置状況報告書

対象補助金	沖縄市観光誘客プロモーション事業補助金							
担当課名	経済文化部観光スポーツ振興課	監査実施日	令和3年10月	提出月日	令和4年9月6日			
指摘事項等		措置状況等						
【所管課への指摘事項等】		措置済☑ 検討中□ 未措置□						
(1) 補助金の支給方法について 沖縄市補助金等交付規則第16条第3項では「市長は、未交付額 の過半を超えて概算払又は前金払いとすることができない。ただ し、特別な場合は、この限りでない。」と規定されているとこ ろ、同補助金については「特別な場合」を適用させて交付決定額 17,429,000円のうち、97%の16,848,500円を5月8日に支払いして いた。「事業を円滑に行うため、また、安定した雇用の確保のた めに、年度当初で資金が必要」という理由を受けての交付である ため、概算払いについては理解できるが、年度当初に補助額の97% を超えて交付する必要性の審査と「特別な場合」を適用させた場 合の決裁権限のあり方について検討していただきたい。		補助金の支給方法について改善を図るため、沖縄市補助金等交付規則第16条第3項但し書きに定める「特別な場合」の観光振興補助金交付要綱における運用基準について次のとおり定め(市長決裁)、適切な運用を行っている。 ■沖縄市補助金等交付規則第16条第3項但書運用基準(令和4年2月28日決裁) 1 未交付額の過半を超えた概算払いをしなければ、観光団体等の観光事業						
	【要望事項】							

財政援助団体等監査措置状況報告書

指定管理施設名	沖縄市営住宅							
担当課名	建設部住まい建築課(監査実施当時:建設部市営	住宅課)	監査実施日	令和3年10月	提出月日	令和4年9月6日		
指摘事項等		措置状況等						
【所管課への指摘事項等】		措置済■ 検討中□ 未措置□						
(1)指定管理料の流用について 指定管理者業務仕様書には、「管理業務費、維持修繕費等における相 互の流用は認められないものとする」と定められているが、管理業務費 から維持修繕費等への流用が見られた。		補正にて対応	Eから相互流用 ふしております		費等の予算 不	足などがあった場合は		
	【指摘事項】							
きは、市と協議す れていたが、課長	夏の決裁区分に 仕様書で「業務内容及び処理について疑義が生じたとる」と定められており、上記予算について協議は行え 決裁となっていた。重要な協議の決裁については、通 いて検討し、慎重な事務処理を行って頂きたい。	決裁について	· 、年度協定書	討中■ 未措情 、事業計画書、余乗 に基づき適正な決裁	_ 金の取扱い協	協議等、指定管理者との 口であります。		
	【要望事項】							
営住宅等指定管理 ているが、市から 等の合計額を管理 が、維持修繕費等	送払について 仕様書には、「管理業務費、維持修繕費等は、沖縄市 者の専用の各口座で管理するものとする」と定められ の指定管理料の振り込みは、管理業務費と維持修繕費 業務費の口座に振り込んでおり、後日、指定管理者 の管理口座に維持修繕費分の指定管理料を移してい てそれぞれの口座に振り込むよう検討して頂きたい。	て「管理業務	から指定管理者	討中口 未措 者の口座を追加で登録 修繕費」を、それそ	ー 録し、指定管:	理委託料の支払におい まり込んでいます。		
	【要望事項】							

指定管理施設名	設名 沖縄市営住宅							
担当課名	建設部住まい建築課(監査実施当時:建設部市営	住宅課)	監査実施日	令和3年10月	提出月日	令和4年9月6日		
指摘事項等		措置状況等						
(4)維持修繕等完了調書の添付書類について 指定管理者からの維持修繕費等完了調書の添付書類において、見積書 や請求書の日付が記入されていないものが見受けられた。修繕等の執行 状況を確認出来るよう、事務処理のありかたを指導されたい。								
【要望事項】								